

令和元年第2回定例会

(初 日)

令和元年6月5日

令和元年第2回平川市議会定例会議事日程（第1号） 令和元年6月5日（水）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案上程及び提案理由説明
- 第5 議案第64号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第6 議案第69号 平川市議会議員及び平川市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例案
- 第7 議案第65号 平川市介護保険条例の一部を改正する条例案
議案第66号 平川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第67号 平川市工場等設置促進条例の一部を改正する条例案
議案第68号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例案
議案第70号 工事の請負契約について
議案第71号 工事の請負契約について
議案第72号 財産の取得について
議案第73号 市道路線の認定について
議案第74号 令和元年度平川市一般会計補正予算（第1号）案
議案第75号 令和元年度平川市介護保険特別会計補正予算（第1号）案
議案第76号 令和元年度平川市大字大光寺財産区一般会計補正予算（第1号）案
- 第8 報告第4号 専決処分した事項の報告並びに承認を求めることについて
・専決第7号 平川市税条例等の一部を改正する条例
・専決第8号 平川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
・専決第9号 平川市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
報告第5号 専決処分した事項の報告並びに承認を求めることについて
・専決第6号 平成30年度平川市一般会計補正予算（第6号）
・専決第11号 平成30年度平川市平田森財産区一般会計補正予算（第1号）
・専決第12号 平成30年度平川市新尾崎財産区一般会計補正予算（第1号）
・専決第13号 平成30年度平川市館田財産区一般会計補正予算（第1号）

- 報告第 3 号 放棄した私債権の報告について
 報告第 6 号 平成30年度平川市一般会計継続費繰越計算書の報告について
 報告第 7 号 平成30年度平川市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
 報告第 8 号 専決処分した事項の報告について
 ・専決第 10 号 損害賠償額の決定について
 報告第 9 号 専決処分した事項の報告について
 ・専決第 4 号 工事の請負変更契約について
 ・専決第 5 号 工事の請負変更契約について
 ・専決第 14 号 工事の請負変更契約について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（19名）

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	工藤 貴弘	8	山田 忠利	15	工藤 竹雄
2	工藤 秀一	9	石田 昭弘	16	齋藤 政子
3	福士 稔	10	原田 淳	17	齋藤 律子
4	長内 秀樹	11	桑田 公憲	18	田中 友彦
5	—	12	大川 登	19	佐藤 雄
6	佐藤 保	13	小野 敬子	20	齋藤 英仁
7	佐藤 寛	14	葛西 清仁	—	—

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による出席者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	長 尾 忠 行	尾上総合支所長	鈴 木 浩
副 市 長	古 川 洋 文	経 済 部 長	大 湯 幸 男
教 育 長	柴 田 正 人	建 設 部 長	原 田 茂
選挙管理委員会 委員長職務代理者	小田原 喜佐夫	碓ヶ関総合支所 兼碓ヶ関診療所事務長	山 田 一 敏
農業委員会会長	柴 田 博 明	教育委員会事務局長	對 馬 謙 二
代表監査委員	鳴 海 和 正	平川診療所事務長	今 井 匡 己
総 務 部 長	齋 藤 久世志	会 計 管 理 者	三 上 庚 也
企画財政部長	西 谷 司	農業委員会事務局長	小田桐 農夫吉
市民生活部長	白 戸 照 夫	選挙管理委員会事務局長	佐 藤 崇
健康福祉部長	三 上 裕 樹	—	—

○出席事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事 務 局 長	小山内 功 治	主 事	一 戸 岬
次 長 補 佐	清 藤 哲 彦	主 事	小 林 賢 也
総務議事係長	田 澤 亜 紀	—	—

午前10時04分 開会及び開議

○議長
(齋藤政子議員)

議場内の議員、理事者並びに傍聴者の皆様に申し上げます。携帯電話、タブレット等をお持ちの方は、音の出ないような操作をお願いいたします。

傍聴席では、議事進行の妨げにならないように静粛をお願いいたします。

本定例会の開会中、報道関係者及び議会広報のため、議場内において撮影をすることを許可しておりますので、御了承願います。

暑い方は、上着を脱いでも結構でございます。

本定例会は、タブレットと従来の紙の配付資料を並行して運用いたします。タブレットを利用される議員は、傍聴人の方々に誤解を与えない利用形態としていただくようお願いいたします。また、タブレットの運用に伴い、タブレット操作補助員として議会事務局職員が議場内に待機しておりますので、タブレット操作でふぐあいがありましたら、挙手でお知らせいただければ対応いたします。

出席議員は19名で、定足数に達しております。

○議長

ただいまから、令和元年第2回平川市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、3番、福士 稔議員及び4番、長内秀樹議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

去る5月31日、議会運営委員会を開催し、会期について協議しましたところ、お手元に配付した会期日程表（案）のとおり会期は本日5日から17日までの13日間と決定されました。

お諮りいたします。

議会運営委員会の決定のとおり、本定例会の会期は本日5日から17日までの13日間としたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、会期は本日5日から17日までの13日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

市長より議案第64号から議案第76号、並びに報告第3号から報告第9号の合計20件が提出されました。

議案等の説明のため、市長、副市長、教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員、各関係部長等の出席を求めました。

なお、内山選挙管理委員会委員長から体調不良により欠席する旨の届け出があり、本日、小田原喜佐夫選挙管理委員会委員長職務代理者が出席することを御報告いたします。

次に、監査委員より平成31年1月から3月分の例月出納検査報告書の提出がありましたので、御報告いたします。

次に、陳情第4号辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情。

陳情第5号辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情。

陳情第6号人工内耳体外装置の購入等に対する助成について。

陳情第7号米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する決議案採択のお願い。なお、陳情第7号について差しかえの依頼がありましたので、陳情7の1号米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情として追加しております。

続きまして、意見・要望第2号市発注工事に関する要望書。

意見・要望第3号新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について。

そのほか、平成30年度平川市土地開発公社事業報告書及び収支決算書、平成31年度平川市土地開発公社会計予算書、碓ヶ関開発株式会社第22期決算報告書・平成31年度（令和元年度）第23期予算書、平成31年第1回定例会以降の議会の諸般事項報告書、議会運営委員会委員長より提出された5月31日に開催された議会運営委員会において申し合わせしました事項。

以上について、それぞれ配付しておりますので、御精読願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、議案上程及び提案理由説明に入ります。

議案第64号人権擁護委員候補者の推薦についてから報告第9号専決処分した事項の報告についてまでの20件を一括議題とし、市長より提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。

（市長登壇）

おはようございます。

平川市議会令和元年第2回定例会の開会に当たり、提案いたしました議案の提案理由を御説明申し上げる前に、市政に関わる諸般の報告を申し上げます。

まず、新本庁舎建設についてであります。検査データ改ざん問題の影響から免震装置の一部であるオイルダンパーの調達が見込めず、工事の発注を来年夏まで1年先送りしておりましたが、調達の見通しが立ったことから、今年度内に建築確認申請等の手続を終え、来年夏までに工事発注を行う予定としております。

新本庁舎建設に当たっては、市民の皆様に親しまれ、安全で利用しやすい庁舎となるよう、各種手続を進めてまいりたいと考えておりますので、今後とも御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

また、碓ヶ関公民館につきましては、昨年度からの改修工事を終え、先月7日より総合支所と公民館が一体化し業務を開始しております。

主な改修内容といたしましては、要望が多かったエレベーターの新設に加え、身障者駐車スペースの確保、オストメイト対応設備などを施した多目的トイレを設置したほか、1階ロビーを拡張し、図書コーナーやコミュニティースペースを確保しました。

市民ニーズに対応するとともに、高齢者等にも配慮した公民館として生まれ変わりましたので、たくさんの方々に御利用いただければと考えております。

観光分野では、今年度から本格的にサイクルツーリズム事業を開始し、4月には市内の観光施設5カ所にスポーツバイク用のサイクルラックを整備いたしました。

ゴールデンウィークの5月5日に、平川市の観光スポットを自転車で巡るひらかわぐるっとライドを開催したところ、市内外から親子連れの

○市長
（長尾忠行）

方々など27名の参加があり、サイクリングを楽しんでいただきました。

今後は、イベントのPR活動を強化しながら、さらなる誘客に取り組んでまいりたいと考えております。

また、昨年初開催し好評でありました平川あどの祭りにつきましては、ねふたの参加団体をふやし、内容をさらに充実し開催いたしますので、市民のみならず多くの観光客の方に観覧いただき楽しんでいただけるものと期待をしております。

教育分野では、老朽化に伴い平成29年度から工事を進めておりました猿賀小学校が、今月末で完成予定となっており、子供たちは2学期から新校舎での学校生活が始まります。

新しい猿賀小学校の特徴といたしましては、地域との調和を考慮するとともに、尾上地域に数多く存在する蔵を想像させる白を基調とした、全体的に落ち着いた色合いとなっております。

また、図書室とコンピューター室が隣接し、調べ学習などにも対応しやすい配置となっており、さまざまな点で学習環境に適した工夫がなされた校舎となっております。

今後も、学校教育環境の充実を図りながら、郷土への愛着と誇りを持ち、健やかでこころ豊かなひとづくりを目指した教育を推進します。

本定例会は、元号が平成から令和へと変わり、初めての開催でございます。新しい時代においても、平川市が元気になれるような取り組みを行いながら、「あふれる笑顔 ぐらし輝く 平川市」を目指し、これまでの歩みを止めることなく、平川市らしいまちづくりを進めてまいりますので、市民の皆様並びに議員各位の御支援、御協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、上程いたしました各議案の概要を御説明申し上げ、御審議の参考に供したいと思っております。

議案第64号人権擁護委員候補者の推薦については、人権擁護委員である下山幸子氏の任期が令和元年9月30日をもって満了することから、新任候補者の小山内宏子氏について意見を求め、推薦するため提案するものであります。

議案第65号平川市介護保険条例の一部を改正する条例案につきましては、介護保険法施行令の一部改正に伴い、第1号被保険者の介護保険料を軽減するため改正するものであります。

議案第66号平川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、災害援護資金に関する規定を改めるため提案するものであります。

議案第67号平川市工場等設置促進条例の一部を改正する条例案につきましては、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令及び過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用

される場合等を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

議案第68号消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例案につきましては、消費税法等の一部改正に伴い、関係条例について使用料等を改めるため提案するものであります。

議案第69号平川市議会議員及び平川市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例案につきましては、選挙運動用ビラの作成費用を公費で負担することについて、必要な事項を定めるものであります。

議案第70号工事の請負契約については、平川消防署碓ヶ関分署建設工事の請負契約について、小山田・関特定建設工事共同企業体、代表者株式会社小山田建設代表取締役小山田 隆と2億2,726万円で契約を締結するものであります。

議案第71号工事の請負契約については、平賀農村環境改善センター大規模改修工事の請負契約について、弘和・せんだい特定建設工事共同企業体、代表者弘和建设株式会社取締役社長阿保徹刀と2億3,210万円で契約を締結するものであります。

議案第72号財産の取得については、消防ポンプ自動車1台を取得するため、株式会社富士商会代表取締役阿保 隆と2,304万5,000円で契約を締結するものであります。

議案第73号市道路線の認定については、館山地区の宅地開発で整備され、引き渡しを受けた路線を認定するものであります。

議案第74号令和元年度平川市一般会計補正予算（第1号）案につきまして、その提案理由を御説明いたします。

歳入歳出それぞれ5,116万6,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ197億9,116万6,000円とするものであります。

まず、歳入の主なものであります。14款国庫支出金に緊急風しん抗体検査等事業補助金262万9,000円、台湾台中市との交流活性化事業に対する東北観光復興対策交付金442万4,000円、20款諸収入では、自治総合センターから町会へのコミュニティ助成事業助成金として400万円を新規計上しております。

また15款県支出金では、総合戦略推進事業に対する青森県未来を変える元気事業費補助金440万2,000円を追加計上することとし、今回の補正で不足する一般財源につきましては、18款繰入金のうち、財政調整基金繰入金3,482万3,000円を追加計上するものであります。

一方、歳出の主なものとして、改正健康増進法に伴う公共施設の分煙義務化により、本庁舎など市内公共施設8施設への屋外喫煙所設置工事費として関係する各款に総額2,992万円を新規計上しております。

また、2款総務費では、本庁舎昇降機改修工事費として451万円、高木町会及び新山町会に対するコミュニティ助成事業補助金360万円を新規計

上したほか、市議会議員選挙のビラ作成に対する選挙運動公費負担金72万1,000円を追加計上しております。

3款民生費では、10月からの保育料無償化に伴う電算システム改修費用として286万円を新規計上しております。

4款衛生費では、緊急風しん抗体検査事務委託料として103万4,000円を新規計上しております。

7款商工費では、台湾台中市との交流活性化事業費として310万8,000円を追加計上しております。

以上が、一般会計補正予算案の主なる内容であります。

議案第75号令和元年度平川市介護保険特別会計補正予算（第1号）案につきましては、歳入歳出それぞれ89万7,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ39億7,578万4,000円とするものであります。

内容としましては、介護報酬改定等に伴うシステム改修費用を追加するものであります。

議案第76号令和元年度平川市大字大光寺財産区一般会計補正予算（第1号）案につきましては、歳入歳出それぞれ34万7,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ106万2,000円とするものであります。

内容としましては、青森県と分収造林契約を締結している県民環境林において、間伐施業による分収収益がありましたので、財産売払収入を34万7,000円追加し、その同額を歳出に追加するものであります。

報告第3号放棄した私債権の報告については、平川市私債権の管理に関する条例第11条第1項の規定に基づき、水道料金の時効等により19件の私債権を放棄したことから、同条第2項の規定によりこれを報告するものであります。

報告第4号専決処分した事項の報告並びに承認を求めることについては、地方自治法第179条第3項の規定により、専決処分した事項について報告し、承認を求めるものであります。

専決第7号平川市税条例等の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、ふるさと納税制度の対象となる寄附金の見直しや、住宅ローン控除の拡充などについて、平成31年4月1日及び令和元年6月1日から施行する必要が生じたため、専決処分したものであります。

専決第8号平川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の医療給付費分の課税限度額を引き上げたほか、軽減措置を拡充するため、その対象となる基準を改め、平成31年4月1日から施行する必要が生じたため、専決したものであります。

専決第9号平川市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、引用する条項を改

め、平成31年4月1日から施行する必要が生じたため、専決処分したものでございます。

報告第5号専決処分した事項の報告並びに承認を求めることについては、地方自治法第179条第3項の規定により、専決処分した事項について報告し、承認を求めるものであります。

専決第6号平成30年度平川市一般会計補正予算（第6号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、主に平成30年度予算の予算整理として編成するため、平成31年3月29日付で専決処分いたしました。

歳入歳出それぞれ1億3,677万3,000円を減額し、予算の総額を210億2,865万1,000円とするものであります。

その内容としましては、まず繰越明許費としてすこやか住宅支援事業560万円を追加補正いたしました。

次に歳入であります。主なものとしまして、1款市税では現年分と滞納繰越分を合わせ市民税個人分に3,018万円、市民税法人分に1,869万2,000円、固定資産税では2,136万3,000円を追加計上しました。

6款地方消費税交付金では、6,773万7,000円、10款地方交付税では、普通交付税及び特別交付税の決定により4,727万4,000円を追加計上しました。

17款寄附金では、ふるさと納税が最終的に4億3,751万3,000円となりましたので、今回1,751万3,000円を追加計上しております。

18款繰入金では、財政調整基金繰入金1億3,703万9,000円を減額いたしました。

21款市債では、事業費の確定及び入札減に伴い、平賀東小学校改築事業、防災拠点・市民体育館整備事業など総額2億2,450万円を減額いたしました。

以上が、歳入の主な内容であります。

一方、歳出の主なものとしましては、7款商工費では、地域産業支援事業費の確定により372万7,000円、8款土木費では、除雪委託料4,712万3,000円を減額いたしました。

10款教育費では、バス管理運転委託料507万2,000円を減額いたしました。

11款災害復旧費では、水路法面補修などの事業費確定に伴い、902万2,000円を減額いたしました。

以上が、歳出の主な内容であります。

専決第11号平成30年度平川市平田森財産区一般会計補正予算（第1号）から専決第13号平成30年度平川市館田財産区一般会計補正予算（第1号）までについて、その専決理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、森林研究・整備機構による分収造林事業の一部が未採択となったことによるものであり、平成31年3月29日付で専決処分いた

しました。

3財産区合計で歳入歳出それぞれ1,170万9,000円を減額し、予算総額を186万9,000円としたものであります。

以上、地方自治法第179条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるとでございます。

報告第6号平成30年度平川市一般会計継続費繰越計算書の報告については、平賀東小学校及び猿賀小学校改築事業並びに市民体育館整備事業について、平成30年度の支出額を除く残額について逡次繰り越しましたので、継続費繰越計算書を調製の上、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものであります。

報告第7号平成30年度平川市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告については、市内小学校及び中学校への冷房設備整備事業のほか橋梁補修事業、ひらかわ市民の森トイレ改修事業など、合わせて8事業で総額3億731万円を繰り越すこととしましたので、繰越明許費繰越計算書を調製の上、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

報告第8号専決処分した事項の報告については、交通事故による損害賠償額について専決処分しましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

報告第9号専決処分した事項の報告については、地方自治法第180条第2項の規定により、専決処分した事項について、報告するものであります。

専決第4号、第5号及び第14号の工事の請負変更契約について、専決理由を御説明申し上げます。

専決第4号平川市碓ヶ関総合支所移転改修工事の工事請負変更契約の締結については、地方自治法第180条第1項の規定により、平成31年3月26日付で専決処分したので、御報告申し上げます。

変更の概要は、建物内部の床、壁、建具等の追加改修などにより、当初契約額2億7,108万円に231万8,760万円を増額し、2億7,339万8,760円としたものであります。

専決第5号平賀東小学校校舎及び屋内体育館改築工事の工事請負変更契約の締結については、地方自治法第180条第1項の規定により、平成31年3月28日付で専決処分しましたので、御報告申し上げます。

変更の概要は、昇降口風除室へのトップライトの設置、機械警備設備やパソコン用配線の敷設に関わる配管工事などを追加したもので、当初契約額16億2,540万円に1,151万2,800円を増額し、16億3,691万2,800円としたものであります。

専決第14号平賀東小学校校舎及び屋内体育館改築工事の工事請負変更契約の締結については、地方自治法第180条第1項の規定により、令和元年5月15日付で専決処分したので、御報告申し上げます。

変更の概要は、解体工事に係る車両出入り口を学校正門から校舎南側へ変更したことによる仮設道路の設置経費を追加したもので、第1回変更契約額16億3,691万2,800円に732万5,640円を増額し、16億4,423万8,440円としたものであります。

以上が本日提出いたしました各議案の概要であります。細部につきましては、議事の進行に伴い御質問に応じ、本職を初め関係者からそれぞれ御説明申し上げたいと思っております。

議員の皆様には慎重御審議の上、原案どおり御議決、御同意並びに御承認を賜りますようお願いを申し上げ、議案の説明を終わらせていただきます。

なお、28ページ専決第4号において231万8,760万円と申し上げましたが正しくは231万8,760円の誤りでございました。謹んでおわびの上、訂正させていただきます。

(市長降壇)

○議長

以上で、提案理由の説明は終わりました。

日程第5、人事案件に入ります。

議案第64号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

議案第64号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、本日直ちに審議したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第64号は委員会付託を省略し、直ちに審議することに決定いたしました。

去る5月31日に開催された議会運営委員会において、議案第64号は人事案件につき質疑・討論を省略し、直ちに採決することと申し合わせされました。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

議案第64号人権擁護委員候補者の推薦について、採決いたします。

議案第64号について、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第64号は同意することに決定いたしました。

日程第6、条例案審議に入ります。

議案第69号平川市議会議員及び平川市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例案については、去る5月31日に開催された議会運営委員会において、委員会付託を省略し、直ちに審議することと

- 申し合わせされました。
- これに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認めます。
よって、ただいまの議案第69号は委員会付託を省略し、直ちに審議することに決定されました。
これより質疑に入ります。
御質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 討論を終わります。
議案第69号平川市議会議員及び平川市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例案について、採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認めます。
よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。
日程第7、議案付託に入ります。
提出議案目録及び議案の付託一覧表（案）について、お手元に配付しておりますので御参照願います。
議案第65号から議案第68号まで及び議案第70号から議案第76号までの11件を一括議題とし、これより質疑に入ります。
質疑のある方は、議案番号を告げてから質疑を行ってください。
御質疑ありませんか。
17番、齋藤律子議員。
議案第68号についてお尋ねをいたします。
消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例案についてです。
この議案のページは20ページです。
第19条平川市食産業振興センター条例の一部を次のように改正するとあります。
現行と改正案のほうを見比べてみますと、20ページに書かれている部分がまず消費税が課税になるということです。
食産業振興センターは前回、この使用料を改定をしております。そのことで、今年度2回目に消費税が上がるということになっています。
利用者からは「これでは市民の人がとても使えない」。こういう声が出ています。
例えばみそなどは40円、50円だったものが一気に390円とか590円に上

がったわけで、それがまたさらに400円、600円に上がるわけです。

そういうことから、この試算。消費税がどういうふうになっているのか。それから前は、40円、50円の時代の場合これ、消費税入っていたのですか。それもお尋ねしたいと思います。

平成28年に県から譲り受けておりましたので、その時は8%だったかと思いますが、それに対して消費税というのはちょっと聞いたことのないのでお尋ねしたいと思います。

経済部長、よろしくお願いします。

経済部長。

○議長

○経済部長

(大湯幸男)

齋藤律子議員の食ラボの料金改定についてお答えをいたします。

まず1点目の、議員御指摘のとおり、3月議会におきまして一旦、料金のほうを改定をしておりました。その主な理由といたしましては、その料金改定のときには8%を含んだ額で改定をしているということで御理解ください。

そのときに、まず今、齋藤律子議員御質問のみそ。当初、改定前は1キログラム50円ということでありました。それを3月議会で改定したときは1時間当たり加工室の使用料ということで改定したということで御理解ください。何でもかと言いますと、やはりみそを加工するに当たり、加工室全体を使用してほかの方が使えなくなるということで部屋当たり幾らということで改定してございます。そのことから例えばみそをつくる場合大豆を、これ平均でございまして、大体120キログラム加工するというふうになっております。そうしますと、約7時間ぐらいやると大体6,000円ぐらいとなりまして、時間当たりで計算したところ860円ぐらいです。齋藤議員言われるように、利用者からは確かに「いきなり上がった。」と言われているというのは聞いておりましたけれども、時間当たりになりますとそれほどではないということで御理解をお願いしたい。

今回の改定は市内全ての施設、10%に伴う2%分ということで10円あるいは20円ということで改定したということでございます。以上です。

○議長

○17番

(齋藤律子議員)

17番、齋藤律子議員。

まず、みそを例にとると1キログラムから1時間当たりにとということです。

それでは、なぜこのときに。内閣府なんかで出している消費税増税に対する、健康センターにも置いております。私も読みましたが便乗値上げ。便乗値上げと言われぬように前もって引き上げておきなさいと。消費税増税と一緒にやると便乗値上げだと。今いろんなものが高くなっております。そういうことでは、この2回上げたのはそういう便乗値上げだと言われることを防ぐためのものであったのかなと思う方もいると思います。そういうことでそれはどうなのか。

それとこの粉碎加工の部分は、これはそのままですが。これはどうしてそのままになったのか。

今の理屈からいくと、8%もう既にかかっているわけです。それは内税みたいに。するとこれは引き下げになるのか。今の理屈だとここ上げなかったわけですから、どういうふうになるのでしょうか。お知らせください。

○議長

経済部長。

○経済部長
(大湯幸男)

説明不足で、補足説明させていただきます。

まず3月の料金改定ときは、確かに消費税8%の部分を含んだ部分で利用の仕方ということも要因の一つでございました。

もう1点、経費が維持管理費が約850万円ぐらいかかっていると。伴って収入は約50万円と。さらに利用している方が市内市外を対比しますと、市外の方は約8割、市内の方は約2割ということでもございました。このことから、やはり経費がかかっているということも含めて料金を改定したということをちょっと説明不足でありました。

今の粉碎機につきまして、3月のときには100円から140円ということで上げたんですが、今回消費税増税ということで上がってないということでもあります。その辺、ちょっと私今手元に資料ございません。申し訳ございません。後ほど答弁よろしいでしょうか。

○議長

17番、齋藤律子議員。

○17番
(齋藤律子議員)

3回目までの質問しかできませんので、後で資料をとということですが。それは今持ってないのですから、とめるわけにもいきませんのであれですが。

それでは、粉碎加工の部分を今引き上げなかったということであれば、消費税は現行はなんぼでそれから改定案はいくらなのか。そこだけははっきりと。

単純に計算すればわかりますが、8%から10%になるのに、市の理屈だとそこだけが変わってないわけですからちょっと市民の方も納得いかないと思います。これ上げないのはそれはいいです。上げろということではないんです。だけど今の理屈からいくと、消費税どうなっているんですかということをお尋ねしたいんです。以上です。

○議長

経済部長。

○経済部長
(大湯幸男)

現行はと言いますと、やはり先ほども説明しましたとおり、当初この加工センターを引き継いだのは平成28年でした。齋藤議員言われるようにそのとおりでございました。そのときの料金を設定したのは、近隣の町村の料金とかを参考にしたということでもございました。

それから3年たって、いわゆる先ほど御説明しましたように、利用状況を見ますと市外の方が多いということが1点、そしてまた経費がかかっているということを踏まえて3月に改定したところであります。

そのときの料金には8%含んだ金額ということでございまして、今回改定するのは2%分ということで、よろしく申し上げます。

○議長

総務部長。

○総務部長
(齋藤久世志)

総務課がこの消費税の取りまとめをしておりましたので、消費税の2%分のかさ上げの考え方についてお話ししたいと思います。

当市では、関係する使用料等については、8%プラスする前の本体価格というものを定めております。それは5%になったときに、将来また8%になることもあるであろうと本体価格を想定させていただきました。

今回の粉砕加工の分、140円と220円が現行のままということではありませんけれども、この本体価格を逆算してみますと1キログラム当たり本体価格が今140円とあるのが130円とあります。これを1.1、要は10%をプラスしてでも四捨五入をすると140円になります。下の方の220円についても本体価格が203円と、計算すれば1.1を掛けると220円ということで四捨五入して220円になりますので。考え方は全て統一はしているのですけれども、額が小さいものについてはその影響額が出てこないということで御理解いただきたいと思います。

○議長

ほかに御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第65号から議案第68号まで及び議案第70号から議案第76号までの11件を、お手元に配付しております委員会付託一覧表(案)のとおり、各常任委員会に付託することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、ただいまの11件は委員会付託一覧表(案)のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第8、報告案件に入ります。

まず、報告第3号から報告第9号までの合計7件のうち、先に地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分され、同条第3項の規定により議会への報告並びに承認を要する案件を議題といたします。

報告第4号専決処分した事項の報告並びに承認を求めることについてを議題といたします。

報告第4号中の専決第7号平川市税条例等の一部を改正する条例、専決第8号平川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、専決第9号平川市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例までの合計3件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、本日直ちに審議したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、ただいまの専決3件は委員会付託を省略し、直ちに審議することに決定いたしました。

ただいまの専決3件について、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、専決番号を告げてから質疑を行ってください。

御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論のある方は、専決番号を告げてから討論を行ってください。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

それでは、報告第4号中の専決第7号平川市税条例等の一部を改正する条例、専決第8号平川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、専決第9号平川市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の3件について、一括採決いたします。

ただいまの専決3件は、承認することに御異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

○議長

齋藤議員にお聞きいたします。

専決第何号でございましょう。

○17番

専決第8号です。

(齋藤律子議員)

○議長

報告第4号の専決3件のうち、専決第8号に異議がありましたので、先に専決第8号について起立により採決いたします。

専決第8号について、承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長

起立多数です。

よって、専決第8号は承認することに決定いたしました。

次に、ただいま採決された専決第8号を除く2件について一括採決いたします。

ただいまの2件について、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、ただいまの専決2件は承認することに決定されました。

次に、報告第5号専決処分した事項の報告並びに承認を求めることについてを議題といたします。

報告第5号中の専決第6号平成30年度平川市一般会計補正予算(第6号)、専決第11号平成30年度平川市平田森財産区一般会計補正予算(第1号)、専決第12号平成30年度平川市新尾崎財産区一般会計補正予算(第1号)、専決第13号平成30年度平川市館田財産区一般会計補正予算(第1号)

までの合計4件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、本日直ちに審議したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、ただいまの専決4件は委員会付託を省略し、直ちに審議することに決定いたしました。

ただいまの専決4件について、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方は、専決番号を告げてから質疑を行ってください。

御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論のある方は、専決番号を告げてから討論を行ってください。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

それでは、報告第5号中の専決第6号平成30年度平川市一般会計補正予算(第6号)、専決第11号平成30年度平川市平田森財産区一般会計補正予算(第1号)、専決第12号平成30年度平川市新尾崎財産区一般会計補正予算(第1号)、専決第13号平成30年度平川市館田財産区一般会計補正予算(第1号)の4件について、一括採決いたします。

ただいまの専決4件は、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、ただいまの専決4件は承認することに決定いたしました。

次に、報告第3号放棄した私債権の報告について、報告第6号平成30年度平川市一般会計継続費繰越計算書の報告について、報告第7号平成30年度平川市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第8号及び報告第9号専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

報告内容については、先ほど市長より説明がありましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告のみで終わります。

次に、お諮りいたします。

6日は議案熟考のため、7日は常任委員会開催のため、10日、11日は議事整理のため、本会議を休会にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、6日、7日、10日、11日は本会議を休会とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、12日午前10時開議とし、その日は一般質問を予定しております。

本日はこれをもって散会いたします。

午前11時08分 散会